



6月分から住民税が変わります

◆平成19年6月分から「個人住民税」が変わります

税源移譲によって、個人住民税(所得割)が一律10%(市6%、県4%)になります。これにより、ほとんどの方は、6月分からの住民税が増えることとなりますが、その分、所得税が減るため、個人住民税と所得税を合わせた税負担は基本的に変わりません。

◆税源移譲によって負担を増やさないための各種措置

1. 市・県民税と所得税の人的控除の差に基づく調整措置

所得税と住民税とでは、人的控除額に差があることから、同一の収入金額であっても住民税の方が課税所得金額が大きくなります。このため住民税の減額措置を講じています。

●住民税の課税所得金額が200万円以下の方(旧税率5%の方)

次の①、②のいずれか小さい額の5%を控除

- ①人的控除額の差の合計額
- ②住民税の課税所得金額

●住民税の課税所得金額が200万円を超える方

{人的控除額の差の合計額 - (住民税の課税所得金額 - 200万円)}の5%を控除

※ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とします

【人的控除の差】

区 分		所得税	住民税	差 額	区 分		所得税	住民税	差 額
配偶者 控 除	一般配偶者	38万円	33万円	5万円	特 別 障 害	40万円	30万円	10万円	
	老人配偶者	48万円	38万円	10万円	勤 労 学 生	27万円	26万円	1万円	
扶 養 控 除	一 般 扶 養	38万円	33万円	5万円	寡 婦	27万円	26万円	1万円	
	特 定 扶 養	63万円	45万円	18万円	特 別 寡 婦	35万円	30万円	5万円	
	老 人 扶 養	48万円	38万円	10万円	寡 夫	27万円	26万円	1万円	
	同居老親等	58万円	45万円	13万円	配偶者特別① ※1	38万円	33万円	5万円	
同居特別障害		35万円	23万円	12万円	配偶者特別② ※2	36万円	33万円	3万円	
普 通 障 害		27万円	26万円	1万円	基 礎 控 除	38万円	33万円	5万円	

※1 配偶者特別①:配偶者の合計所得が38万円超40万円未満

※2 配偶者特別②:配偶者の合計所得が40万円超45万円未満

2. 住宅ローン控除の経過措置

税源移譲により、所得税が減ったため、住宅ローン控除限度額を控除しきれない場合に個人住民税から控除する措置が設けられました。(平成20年度からの個人住民税に適用)

3. 平成19年の所得変動に対する経過措置

退職などにより平成18年と平成19年で所得が変動することによる負担増を調整するため、平成19年度分(平成20年6月から納税)の個人住民税を減額する措置が設けられました。

※個人住民税は前年の所得で計算するのに対して、所得税はその年の所得で計算される。

問い合わせ

仙北市税務課 市民税係 TEL(43)1117